

# 仕 様 書

## 1. 業務名

令和6年度 未来づくり人材・関係構築事業支援業務

## 2. 業務概要

椎葉村の長期総合計画重点目標「20代・30代の社会人口減を△12名から△5名に抑制」への取り組みとして、若い世代が生きがいをもって活躍できる村づくりの構築のために、20代・30代の思いを引き出し、その実現への支援や出会いの創出などに関する業務。

## 3. 業務に係る基本的な事項

### (1) 椎葉村在住の20代・30代の思いを引き出す事

ヒアリング10名以上、アクション支援3名以上を目標

### (2) 思いや考えに沿ったアクション・繋がり構築支援

当人の思いにマッチした事例の紹介や実現に向けたアドバイス、村内外への有効な繋がりを持つための支援

### (3) 自らの夢を見出し、実現へ進んでいく力を得る事への人材育成支援

椎葉村の未来を創造する人材として、自らの考えを実現していく能力の育成や自信の醸造を図る。

## 4. 業務の期間

契約の日から令和7年3月7日（金）まで

## 5. 業務内容

### (1) ヒアリングおよび支援の記録

20代・30代の在住者へのヒアリングおよびアドバイスなどの支援に関する記録の作成  
対象者は業務締結後に役場地域振興課と協議のうえリストアップし、最初の依頼は地域振興課より行い、以降は受託者により実施。

### (2) ヒアリングによる分析・支援計画作成・支援実施

ヒアリング結果による分析・整理を行い、支援できる部分があればその計画策定を行い、その支援を実施する。

### (3) 経緯記録

本人のアクションなどにより表面的な実施記録および、心理的な変化、人間的成長など分析・評価などを作成。

(4)その他

業務は、村との調整の中で企画提案内容に変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて委託者との協議の上、対応することとする。

6. 委託料の支払い

業務完了時の実績報告、検査合格の後に支払うこととする。ただし、必要がある場合は、概算払いができるものとする。

8. その他

- (1) 本業務の打合せの内容については議事録を作成し、村の確認を得るものとする。
- (2) 本業務により生じた著作物、成果品の権利は椎葉村へ帰属するものとする。